

明治三十四年勅令

日西特別通商條約

日本國皇帝陛下及西班牙國皇帝陛下並二同皇
 帝陛下ノ名ヲ以テスル撰政皇后陛下ハ明治三十
 年一月二日即チ千八百九十七年一月二日「マド
 リッド」ニ於テ調印シタル議定書第一條ノ規定
 ニ基キ兩締盟國ノ一方ヘ輸入セラルル他ノ一方
 ノ貨物及商品ニ對シ賦課セラルヘキ輸入税ニ関
 シ相互ノ主義ニ基ク所ノ特別通商條約ヲ締結ス
 ルコトニ決定シ之カ為ニ日本國皇帝陛下ハ外務
 大臣從二位勲一等子爵青木周藏ヲ西班牙國皇
 帝陛下並二同皇皇帝陛下ノ名ヲ以テスル撰政皇后陛
 下ハ日本國皇帝陛下ノ閣下ニ駐劄スル西班牙國
 特命全權公使「ナイト、ブランド、クロッス、
 オフ、ゼ、ローヤル、オルダー、オフ、イサベ
 ラ、ゼ、カソリック」
 「コンマンダー、オフ、
 ナンバー、オフ、ゼ、ローヤル、エンド、ヂス
 チングイシド、オルダー、オフ、チャールス、
 ゼ、サード」勲一等旭日大綬章、葡萄牙國「ナ
 イト、ブランド、クロッス、オフ、ゼ、ローヤ
 ル、オルダー、オフ、クライスト」
 「ドン、ル
 イス、デ、ラ、パレラ、イ、リエラ」ヲ各其ノ
 全權委員ニ任命セリ因テ各全權委員ハ互ニ其ノ
 委任狀ヲ示シ其ノ良好妥當ナルヲ認メ以テ左ノ
 諸條ヲ協議決定セリ

第一條 西班牙半島並ニ「パレアリック」島及「カネーリ」島ヘ輸入スル日本國ノ生産或ハ製造ニ係ル一切ノ物品ニ對シテハ如何ナル名義又ハ名稱ヲ以テ徵税スルトモ別國ノ生産或ハ製造ニ係ル同種ノ物品ニ課スル所ノ税ニ異ナルカ或ハ之ヨリ多額ノ税ヲ課スルコトナカルヘシ然レトモ葡萄牙國ニ附与シタル特別ノ利益ハ日本國ノ生産品ニ對シ之ヲ附与セサルヘシ境界貿易ノ便宜ヲ計ラムカ為接壤諸國ニ許与スヘキ特典モ亦同シ但シ此等ノ利益又ハ特典カ葡萄牙國又ハ右ノ接壤諸國ノミニ限リ其ノ他ノ國ニ於テ之ヲ享有セサル場合ニ限ルモノトス

之ト均ク日本國ニ輸入スル西班牙國即チ西班
 牙半島並ニ「パレアリック」島及「カネーリ」
 島ノ生産或ハ製造ニ係ル一切ノ物品ニ對シテモ
 如何ナル名義又ハ名稱ヲ以テ徵税スルトモ別國
 ノ生産或ハ製造ニ係ル同種ノ物品ニ課スル所ノ
 税ニ異ナルカ或ハ之ヨリ多額ノ税ヲ課スルコト
 ナカルヘシ

中間ノ諸港或ハ諸國ヲ通過シ又ハ此等ノ諸港
 或ハ諸國ニ於テ積換エ若ハ藏置セラルル所ノ
 物品タリトモ通シ船荷証券ヲ有スルニ於テハ直
 接輸入物品ト同一視スヘキコトヲ相互ニ協約ス

又兩締盟國ノ一方ノ版図内ヘ別國ノ生産或ハ
 製造ニ係ル物品ノ輸入ヲ禁止スルニ非サレハ他
 ノ一方ノ版図内ノ生産或ハ製造ニ係ル同種ノ物
 品ヲ何レノ地ヨリ輸入スルコトヲモ禁止スルコ
 トナカルヘシ但シ此ノ取極ハ人畜ノ安全或ハ農
 業ニ有用ナル植物ノ安全ヲ保護スルニ必要ナル
 衛生上其ノ他ノ禁止ニハ適用スヘカラサルモノ
 トス

第二條 兩締盟國ノ一方ノ版図内ヨリ他ノ一方ノ版図内ヘ輸出スル一切ノ物品ハ他ノ各外國ヘ輸出スル同種ノ物品ニ對シテ賦課スル若ハ賦課スヘキ所ニ異ナルカ或ハ之ヨリ多額ノ關稅又ハ取立金ヲ賦課スルコトナカルヘシ又兩締盟國ノ一方ノ版図内ニ於テ他ノ各外國ニ向ヒ物品ノ輸出ヲ禁止スルニ非サレハ他ノ一方ノ版図内ヘ同種ノ物品ヲ輸出スルコトヲモ禁止セサルヘシ

第三條 通商及航海ニ關シ西班牙國カ西班牙亞米利加諸共和國ノ為ニ保留スル所ノ特別ノ取扱ニシテ其ノ他ノ國ニ及ボササルモノニ對シテハ明治三十年一月二日即チ千八百九十七年一月二日調印ノ修好交通條約第十四條第一項ヲ適用セサルコトヲ同條第二項末段ニ於テ定メタルモ該取扱ハ本條約實施ノ日ヨリ條件ヲ附セスシテ日本國ニモ之ヲ許与スヘキモノトス

第四條 本條約ハ批准交換後直ニ實施セラルヘシ兩締盟國ノ一方ハ本條約實施ノ日ヨリ五箇年ヲ經過シタル後ハ何時タリトモ本條約ヲ終了セムト欲スル旨ヲ他ノ一方ニ通知スルノ權利ヲ有スヘシ而シテ此ノ通知ヲ為シタル後十二箇月ヲ經過シタルトキハ本條約ハ消滅ニ歸スヘキモノトス

第五條 本條約ハ日本文ニテ二通西班牙文ニテ二通英吉利文ニテ二通即チ六通ニ之ヲ書載ス而シテ日本文ト西班牙文トノ間ニ文意相異ナルトキハ英文ニ從リ之ヲ断定スヘシ

第六條 本條約ハ之ヲ批准シ其ノ批准ハ可成速ニ東京ニ於テ交換スヘシ

右証拠トシテ各全權委員ハ之ニ記名調印スルモノナリ
 明治三十三年三月二十八日即チ千九百年三月二十八日東京ニ於テ之ヲ作ル
 子爵青木周藏 印
 ルイス、デ、ラ、パレラ、イ、リエラ 印
 天佑ヲ保有シ万世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル日本國皇帝（御名）此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス
 朕明治三十三年三月二十八日東京ニ於テ日西兩國全權委員ノ記名調印シタル特別通商條約

ノ各條目ヲ親シク閱覽点檢シタルニ善ク朕ノ
 意ニ適シ間然スル所ナキヲ以テ右條約ヲ嘉納
 批准ス
 神武天皇即位紀元二千五百六十一年明治三十
 四年三月十二日東京宮城ニ於テ親カラ名ヲ署
 シ璽ヲ鈐セシム
 御名國璽
 外務大臣 加藤高明印